

会社側 上野証言

責任回避に全刃



この日の法廷では、災害責任を回避し、補償逃れのため
の証言に終始した上野証人に怒りの声が上がった。
(地裁へ向う原告団)

許せぬ被災者と組 合への中傷、挑戦

9.28坑内火災 裁判、44回公判

九・二八三井炭坑内火災損害賠償請求裁判の第四十四回公判が、五月二十四日午前十一時二十分、福岡地裁で開かれ、会社側上野幸男(当時三池炭業所労働課管理係員・現同所労働課長)証人に対する主尋問が行なわれた。つぎに、証言の特徴や問題点について原告団からの報告を紹介しよう。

上野証人とは

上野証人は、この裁判でのおおきの証人と言われている。それは、経歴に表われている。三井炭坑じん爆発という災害をめぐって、労働組合との交渉の中で手腕を発揮し、有明と三井炭の事務副長を経て、つい先ごろ

労働課長に栄転したばかりです。有明大災害では現地で陣頭指揮をとり、この方面でのベテランと見られており、労働者の犠牲(災害)を庇出せしめたとも言えます。労働課でありながら、現場の技術屋のようにどこまかに証言する、したたかな態度が印象的でした。

証言のねらい

- ① CO患者のための造成職場である、新港・万田岡作業所担当の係長を経験した立場から、十一・九災害、九・二八災害の患者で、作業所にいるのは三池労働組合ばかりで、新労組員も職員は一人もいないとして、これは組合の闘争方針による『組合原生病』だと強調しました。
- ② 火災発生と同時に、三井炭長代理の田島、労働課の上野を責任者としてプロジェクトチームを編成し、具体的調査をはじめました。それは十一・九災害でのCO患者の経験をもとに、手厚い援護措置をとってきた。その結果、患者は坑内で働く人と同じ程度か、または良い人もいたと証言しました。
- ③ 『長期抵抗路線』をとる三池労働の方針で、ほとんど職場に復帰しておらず、坑内火災によるCO被災を主張しているため、会社としては十一・九災害への補償を切り下げたに総力をあげたことが明らかです。
- ④ 昭和三十三年の宮浦鉱での自然発火のさい、新労組員も職員も密閉作業をしたが、三池労働組合は、その結果COではないが業務上と認定されたと言言しました。
- ⑤ 当時の労働基準監督署長は、COが流れていないという証拠がない限り、医師の認定で決定すると発言しているのに、今後の認定の資料にしようとする事実、そしてその責任はどんな証言をしても消えるものではないでしょう。

事実はどうか

退避命令と誘導については、鉱長室からの指示で人車乗場附近で係員から伝達され、臨機応変の退避措置だったと証言したが、七人の死者を出し、多くの労働者を長時間にわたって坑内に閉じ込めた事実、そしてその責任はどんな証言をしても消えるものではないでしょう。

証言の姿勢

このような証言から、調査の目的が火災発生の原因と労働者が受けた被害を調べるのではなく、会社の責任を回避し、被害の事実を隠すことによつてどれだけ被災者への補償を切り下げたかに総力をあげたことが明らかです。

三池炭鉱の歴史の中から 一丁玉説教場

十六分会

武松輝 男

その三 第四回

ハのラ貸与ス

明治三十年、英照皇太后が崩御されたこと大赦刑令が布告された。三池集治監(三十六年に三池監獄に改名される)も、その大赦刑令に浴することになった。ところで、この大赦刑令の恩恵を受ける囚人は、三池集治監の定めによって、放免になったあとに住む場所は一定の範囲内に制限された。

「免幽閉ノ申渡ヲ受ケタルモノハ監獄近傍ノ地ヲ限リ居住セシメ典獄(集治監所長)筆書注シテ之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキモノニ

ハのラ貸与ス」大赦刑令によって放免された囚人のための土地と家屋は、三池炭鉱が提供している。その場所は一丁玉であった。その一丁玉に十二棟(七十五戸)の小屋を建ててい

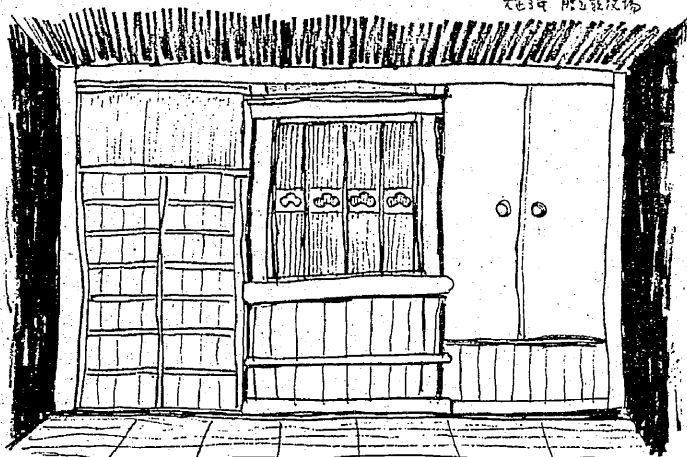
ます。暗いところから放免囚の方

が三人きまりで、一人は非当、一人は筆、一人は魚籠を持ってついでに入っていました。

放免囚の方たちが住んでいたところは一丁玉と申しておりました。わたしはそちらの方がわかりやすいのでいいますが、いまの方たちは、官原社宅と言わないとおわかりにならないのではございませぬでしょうか」

一丁玉は、三池集治監、いまの三池工業高校の裏側を南北に二分した西側の字名である。ここに一

説教場条件



棟が多いのが十五戸、少ないので五戸の小屋が十二棟建てられていた。それはあくまで前のことである。

商品としての石炭を一銭でも安く掘って、高い利益を得るために、三池炭鉱社がとった坑夫処遇のありさまを見ることができ、こ

ういふ処遇では、小屋や納屋など集団で生活すると、群集心理も手伝って、不満のはけ口を求めるとクタクタが高まっていく。そこでその坑夫の不満をおさへ込むために設けられたのが説教場であった。説教場は、山の神社殿のすぐ西側に、熊ノ上願恩社が移しかえられた。そしてこの説教場は、大正十三年、新しい二倍の広さをもった説教場が、山の神の東側に建てられたあと、改築されて官原授産所になっていくのである。

それにしても、二丁目のない地獄と呼ぶ坑内での激しい労働。その坑内で生まれる不満を、形になるまえにおさえ込む説教場がどれほどの役割りを果たしたか、それははかり知ることができない。

(カットも筆者)

原因究明、責任追及、保安確立、完全補償のために

有明大災害パンフレット
増補版を発行しました

悲しみを 怒りにかえて

またも三井の大量殺人

一三池からの報告

目次	1
声 明(三池労働)	2
有明・惨(詩)	4
追及される保安の手法	6
声 明(炭業)	7
災害現場の略図	8
有明の歴史	9
息子二人は殺された(レポート)	14
また仲間が奪われた	16
「命と生活を守る」労働運動を高らかに	18
いまなお「命の危機」	20
今までは危い	22
「最新鋭優良鉱」の保安不良	24
資料・災害経過と団体交渉	29
犠牲者のお名前	30
炭鉱災害	31
災害箇所図面	35
新聞写真	48
炭労働調査報告・他	56
政府調査団中間報告・他	56



悲しみを
怒りにかえて
またも三井の大量殺人

- ▼発行 三池炭業労働組合
- ▼体裁 B5版 写真多数 六十二ページ
- ▼頒価 五百円(送料百七十円)
- ▼まとめていただきますと送料は不要です
- ▼振り込みの場合は、福岡県労働金庫大牟田支店 二二八三九〇三〇三を、利用下さい。